

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	神在川窪地区	平成17年2月28日
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	桑崎龍現地区	平成19年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	木出池地区	平成17年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	神在下池地区	平成17年3月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	川窪地区	平成17年11月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	北辺東地区	平成18年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	桑崎池地区	平成17年7月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	神在川窪地区	平成17年6月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	桑崎1号地区	平成19年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小山池地区	平成19年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北山池地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	桑崎池地区	平成19年1月30日
上牛池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	下牛池地区	平成18年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	下牛池地区	平成19年2月28日
平岡新開共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	角池地区	平成18年3月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平岡地区	平成19年2月28日